

3-2 社会資本整備重点計画

3-2-1 第5次社会資本整備重点計画（概要）

社会資本整備重点計画について

- 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項）
- 対象は、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸並びにこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業
- 第1次計画（平成15～19年度）、第2次計画（平成20～24年度）、第3次計画（平成24～28年度）、第4次計画（平成28～令和2年度）

主な計画事項

- 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
- 重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
- 社会資本整備事業を重点的・効果的かつ効率的に実施するための措置等

第5次社会資本整備重点計画の概要

第4次計画からの社会情勢の変化

①激甚化・頻発化する自然災害、②人口減少等による地域社会の変化、③国内外の経済状況の変化、④加速化するインフラの老朽化、⑤デジタル革命の加速、⑥グリーン社会の実現に向けた動き（2050年カーボンニュートラル等）・ライフスタイルや価値観の多様化

+

新型コロナウイルス感染症による変化（デジタル化の必要性、サプライチェーンの国内回帰、地方移住への関心の高まりや東京一極集中リスクの認識拡大等）

社会資本整備の取組の方向性

【社会資本整備の中長期的な目的】

- 国民が「真の豊かさ」を実感できる社会を構築する。
- そのため「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の3つの中長期的目的に資する社会資本を重点的に整備し、ストック効果の最大化を目指す。

【5年後の短期的目標及びその達成に向けた取組の方向性】

- 3つの中長期的目的及び社会情勢の変化を踏まえ、5年後を目途に6つの短期的目標を設定。
- 特に、「新たな日常」や2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）や脱炭素化、サプライチェーンの強靱化・最適化、新たな人の流れを支えるための基盤整備等に取り組むことが必要。

- 目標達成に向け、社会資本整備のストック効果を最大限発揮させるためには、社会資本整備に「総力」、「インフラ経営」の視点を取り入れ、「正のスパイラル」を生み出すことが必要不可欠。

